「さいかいリプレイス設計業務」に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和８年１０月

長崎県小値賀町

「さいかいリプレイス設計業務」に係るプロポーザル実施要領

１．要領の目的

本要領は、「さいかいリプレイス設計業務」における受注者の選定を価格競争のみによらず、企画力、技術力等の点から選定を行う公募型プロポーザル方式で実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

２．本事業の委託目的

小値賀町（以下「発注者」という。）が運営する柳～納島航路における現行船「さいかい」が、建造後２５年経過しており、船体の劣化・損傷に伴う安全性確保への懸念、騒音・振動・空調の故障等による乗り心地の悪化、機関故障等に伴う欠航の増加の懸念、維持・管理費用の増加といった、老朽化に伴う諸問題を解決するため、現船の代替として就航する旅客船を新造する。

そのため本業務の基本設計および詳細設計を、プロポーザル方式によるものとし、厳格な気象・海象条件への適応、利用者の安全性・利便性の向上（バリアフリー対応等）、および将来的な維持管理コストの最適化を同時に達成するための新船の建造を目指すものである。各社専門的な見地から本町の現状と要件を踏まえた適切なご提案を頂き、利用客にとって安全で快適な船舶の導入を図るものとする。

３．業務概要

（１）件名

さいかいリプレイス設計業務（以下「本業務」という。）

履行期限：契約締結の日から令和９年２月２６日（金）まで

（２）履行場所

小値賀町役場

（３）事業内容

別添の「柳～納島航路改善計画（以下「航路改善計画」という）」及び「さいかいリプレイス設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に基づき、新船の設計を行う。

（４）応募価格要件

上限額金：３，０００，０００円（消費税を含む）

※上記上限額は、予定価格ではない。

上記上限額は、本業務に掛かるすべての費用を含むものとする。

応募者は、上記上限額を超えない範囲で見積もりを提出すること。

４．プロポーザルの日程

（１）公募開始　：令和８年１０月２６日（月）

（２）参加表明書提出期限　：令和８年１１月１２日（木）午後３時まで

（３）参加資格結果通知　：参加表明書等受領日から２営業日以内【予定】

（４）質問締切日　　：令和８年１１月１８日（水）午後３時まで
（５）質問に対する回答期限　　：令和８年１１月２０日（金）
（６）提案書等提出締切日　　：令和８年１１月３０日（月）午後３時まで
（７）審査（ヒアリング）　　：令和８年１２月１０日（木）
（８）審査（ヒアリング）結果の通知日　：令和８年１２月１４日（月）

５．参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、公告日において、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しないものであること。
（２）小値賀町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に規定する入札参加停止措置を受けていないこと。
（３）提案書等の提出日において、国税、地方税の滞納がないこと。
（４）調達を予定している製造メーカが公告日以前 6 か月において 、国および地方自治体工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けておらず、指名停止期間でないこと。
（５）破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
（６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
（７）小値賀町暴力団排除条例を遵守し、発注者の契約等から排除する措置の対象となる者でないこと。
（８）金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
（９）本業務を適切に履行するために必要な船舶設計に関する専門的知識及び技術力を有すること。
（10）過去 10 年間程度に、旅客船、渡船その他これらに類する船舶の設計に関する業務実績を有すること。
（11）その他、町が必要と認める要件を満たすこと。

６．選定方法

（１）実施方式

公募型プロポーザル方式

（２）審査方法

審査は「さいかいリプレイス設計業務プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行うものとし、次のとおりヒアリングを実施する。

ア　実施概要は下記のとおりとする。

①実施場所　　：小値賀町役場内
②審査員構成　　：町職員他　計８名（予定）
③実施予定日　　：４．プロポーザルの日程参照
④時間　　：50 分（説明 30 分、質疑応答 20 分）
⑤出席者　　：５名まで

イ　ヒアリングの日時、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。
（ヒアリングの順番は発注者において決定する。）

ウ　ヒアリングでは、提案書に記載された事項についてプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

エ　ヒアリング時の追加資料は受理しない。

オ　参加者の責によりヒアリングに出席できなかった場合は、提案書の内容について確認できないため、評価しない。

カ　審査（ヒアリング）結果の通知日
：４．プロポーザルの日程参照

キ　審査（ヒアリング）結果の通知方法
最優秀提案者と次点者を町ホームページに公表するとともに、全参加者へ書面にて通知する。

ク　注意事項
①審査当日は、プロジェクター及びスクリーン等は発注者が準備する。
パソコンは、参加者が用意すること。
②準備はヒアリング開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎた場合は所要時間に含める。
③提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは評価の対象としない。

（３）評価基準
別紙「さいかいリプレイス設計業務評価基準書」による。

7　手続等

（１）プロポーザル関係書類の配布

ア　配布
町ホームページから関係資料をダウンロードすること。

イ　配布期間
令和８年１０月２６日（月）～令和８年１１月３０日（月）

（２）応募方法

ア　本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「参加表明書」（様式１）及び下記関係書を以下のとおり提出すること。

（ア）会社概要書（様式２）

（イ）船舶設計業務実績書（様式３）

直近 10 カ年分の船質が FRP で１７ﾄﾝ以上の船舶を設計した実績一覧１部を提出すること。（設計年月日、設計船舶の概要、エンジンメーカー、エンジン出力等がわかるもの【様式任意】）

（ウ）小値賀町暴力団排除条例に係る誓約書（様式４）

イ　提出期限：４．プロポーザルの日程参照

※ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。

ウ　提出方法：窓口受付（郵送・メール・FAX は不可）

エ　受付場所：小値賀町役場 未来創造課 人流交通係

（３）参加資格の可否及び喪失

発注者は、参加表明書を提出した者について、提案資格を満たしているかを確認し、参加資格審査通知書兼提案書等提出依頼書をメールにて通知する。メールを受領した時点で参加資格を有するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

ア　本手続において、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。

イ　本業務の契約締結を行うまでの期間中に、５項「参加資格」の要件に該当しなくなったとき。

（４）参加辞退

参加表明書を提出したが、その後、辞退を希望する者は、「辞退届」（様式５）に必要事項を記載の上、１２項「連絡先」へ持参又は電子メールで送付すること。なお、電子メールを送付した場合は、その受信確認の電話を行うこと。

（５）本業務に関する質問および回答

本業務に関する質問がある場合は、「質問書」（様式６）に内容を簡潔に記入の上、以下のとおり提出すること。

ア　質問書提出締切り　　：４．プロポーザルの日程参照

イ　質問方法

質問書を１２項「連絡先」へ電子メールに添付し送付すること。

※電子メールの件名は「【貴社名】プロポーザル質問書」とし、word データのまま添付ファイルで送付すること。（PDF などへ変換しないこと）

※電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は一切受け付けない。

ウ　回答方法

質問者名を伏せたうえで発注者ホームページにて回答する。

質問に対する回答期限：４．プロポーザルの日程参照

8　提案書等の提出

（1）提案書の作成上の留意点

ア　様式は自由で、表紙には「さいかいリプレイス設計業務提案書」と記載するとともに、正本には、提案者名を記載し、代表者印を押印すること。（様式７）

イ　提案書はＡ４判・横置き・横書き 30 ページ以内（表紙、目次はページ数に含まない）で作成し、Ａ４ファイルに綴じて提出する。図面等はＡ３判でも可とするが、Ａ４判に折り込むこととし、Ａ４版２頁分とする。

ウ　文字の大きさは原則として１１ポイント以上とし、すべて片面印刷とすること。

エ　提案書作成にあたっては、その主旨が十分に伝わるよう、具体的かつ簡潔な文章表現とすること。また、必要に応じて、文章表現を補うために、着色や図表等を採用しても構わない。また、誇大な表現を避け、より現実に近い表現とすること。

オ　図面における説明の記入、着色は自由とする。

カ　別紙「さいかいリプレイス設計業務評価基準書」に掲げる項目について必ず網羅した上で作成すること。

なお、順番についても、同表に掲げる項目の順番に合わせること。

キ　専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現に努めること。

ク　提案内容は、見積書で提示した金額の中で実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。

（2）建造費見積書の提出

ア　建造見積額は、仕様書第１章「総則」４.「船舶の主要スペック要件」想定船価（建造費上限）に示した上限額を超えない範囲で作成すること。仕様書にない応募者が独自に提案した追加機能や工事などの関連費用も含めて算出すること。

イ　見積様式は自由とするが、可能な限り種別・項目ごとに細分化し、消費税相当額を含んだ合計金額を記載すること。

ウ　正本には代表者印を押印すること。

（3）見積書の提出

ア　本業務に係る設計業務委託料は、提案内容に基づき算出すること

イ　設計業務委託料の見積書は、別添の様式第８号により提出すること。

ウ　見積価格の詳細については、内訳が分かるようにし見積明細書（任意様式）を提出すること。

エ　見積価格は消費税及び地方消費税額を含んだ額を記載すること。

（4）提案書等の提出期限等

ア　提出期限　　：４．プロポーザルの日程参照

※ただし、提出受付は、土日祝日を除く開庁日のみとする。

※提出した書類は、期限内であっても差替え等を認めない。

※期限内に提案書等の提出が無かった場合は、辞退したものとみなす。

イ　提出方法　　：窓口受付・郵送（メール・FAX は不可）
ウ　提出先　　：小値賀町役場　未来創造課　人流交通係
エ　提出部数　　：正：１部
（表紙及び各見積りに代表者印が押印されたもの）
：副：８部（正の写し）

９　契約等

（１）契約方法

ア　選定された最優秀提案者と本業務における契約の締結交渉を行う。

イ　発注者と最優秀提案者で協議のうえ、本業務における最終的な仕様を確定した段階で再度、見積書を求める。

ウ　選定された最優秀提案者と本業務における契約の締結交渉の結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は、最優秀者の提案において虚偽の記載、不正及び違反が認められる場合は、次点者と交渉を行うこととする。なお、本審査執行に参加者間の不正、違反が認められた場合、本選考結果は無効とする。

（２）契約書

契約書は、建設工事に関する入札及び契約執行事務処理要綱に基づき作成する。

（３）再委託

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

１０　参加者の費用負担

参加申込、提案書等の作成、提出等に係る費用は参加者の負担とする。

１１　その他

（１）提案の著作権は、各応募者に帰属する。ただし、発注者が必要とするときは、応募者と協議の上、無償で使用することができるものとする。

（２）本プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案を行った者又は公正な価格の成立を阻害し、もしくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。

（３）本プロポーザルに係る提出物は返却しない。発注者の保存期限経過後に破棄する。

（４）応募者の採点順位は、公表することができるものとする。

（５）提出された書類に次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア　提出書類に不足又は、虚偽の内容があった場合。

イ　記載すべき事項の全部又は、一部が記載されていないもの。

ウ　見積金額が上限額を超えているもの。

（６）参加を表明した者が１社であっても、審査を行い評価の点数が基準点を超えた場合は、有効とする。

（7）プロポーザル提案書の審査経過については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

（8）プロポーザルの公募開始日から委員会において選考が終了するまでの間、審査委員への接触及び担当係に対する営業活動は禁止する。

１２　連絡先

〒857-4701　長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1
小値賀町　未来創造課　人流交通係
電話　0959-56-3111
FAX　0959-56-4185
Mail　jinryu@town.ojika.lg.jp

別紙

さいかいリプレイス設計業務評価基準書

１．審査方法

さいかいリプレイス設計業務（以下「本業務」という。）の受注者の選考方法は、技術提案・具体性・実現性・保守管理等及び見積価格等の総合的な評価によって最優秀提案者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。

本評価基準書は、実施要領・要求水準書に基づき、提出された提案書類を可能な限り客観的に評価して最優秀提案者を決定するための基準を示すものである。

２．評価手順

（１）提出書類の確認

小値賀町（以下「発注者」という。）は、提出された書類が全て揃っていることを確認する。

（２）審査（ヒアリング）

さいかいリプレイス設計業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、提案内容のうち、技術提案等を審査基準に基づき評価し、細部の確認や、具体性・実現性や信頼性等を確認し、その優劣で点数化を行い、最終的な採点を実施する。

（３）最優秀提案者の選定

審査（ヒアリング）の結果、もっとも評価点の高い者を最優秀提案者として選定する。

（４）契約候補者の決定

発注者は、最優秀提案者と契約内容を協議し、合意に至った場合に契約候補者とする。合意に至らなかった場合は、次点の提案者と協議する。

別紙

評価基準

評価項目	評価内容	配点
提案者の能力・実績	類似船舶・旅客船等の設計実績	5
	配置予定技術者の経験・能力	5
提案書の基本評価	提案書の構成・明瞭性	5
	柳～納島航路改善計画の理解度・整合性	15
技術提案の適切性	安全性・耐航性・復原性	10
	操船性・離着岸性能	10
	運航性能（速力・燃費等）	5
	バリアフリー・乗降性	10
	船体・艤装・居住性	5
	機関・電気・設備の信頼性、維持管理性	5
コスト・実現性	設計・建造費の妥当性	10
	維持管理費・ライフサイクルコスト	5
	設計・官庁申請・建造への移行の実現性	5
取組姿勢等	業務実施体制・工程・リスク管理	5
合　計		100